ACSES ニュースレター_２０９２号（2021 年５月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇三浦半島の異臭騒ぎ“第２波”　一時鎮静化も再燃　「気のせい説」も〈Web 報道〉
◇汚染貯水湖で魚大量死 数十トン分打ち上げられる レバノン〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・令和２年の労働災害発生状況を公表〈厚生労働省〉
・令和２年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します〈厚生労働省〉
・「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書を公表します〈厚生労働省〉
・消費生活用製品の重大製品事故：リコール製品で負傷事故等（ガスふろがま用バーナー（都市ガス用）、電動アシスト自転車、自転車）〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・１２品目承認取り消し　小林化工、申請資料改ざん―厚労省〈Web 報道〉
・医師のカルテ改ざん認定　東京女子医大に９６０万円の賠償命令―東京地裁〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・島根原発２号機再稼働、審査の議論が終了　原子力規制委〈新聞報道〉
・高浜原発２号機、再稼働は当面見送りか　安全工事遅れで〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産トウジンビエ）〈厚生労働省〉
[4] 廃棄物関係
◇食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）〈官報〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　３件
[6] その他省庁発表　１件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　６件　[開催記録、報告、資料等]　２件
[8] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　○欧州：７件　○カナダ：２件　○インド：６件　○オーストラリア：３件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件

月桂樹（ゲッケイジュ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇三浦半島の異臭騒ぎ“第２波”　一時鎮静化も再燃　「気のせい説」も

＜産経ニュース　2021 年４月 30 日＞

https://www.sankei.com/premium/news/210430/prm2104300002-n1.html

神奈川県の三浦半島に位置する横須賀市や三浦市、東京湾岸の横浜市などの自治体で昨年６月以降相次いだ「異臭」を指摘する通報が、再び増えはじめた。一時は沈静化していたが、今年３月に１例発生すると、そこから通報ラッシュに発展。さながら“第２波”の様相を呈している。県の機関は調査を進めているが、なお原因解明には至っていない。報道が人々の心理を刺激することで通報の連鎖が起きるといった「気のせい説」もささやかれている。

県の集計によると、昨年６月以降、今年３月末までに発生した異臭の日付・エリア別の事例は計１９例で、通報は計４００件以上。内訳は昨年６月４日～１１月６日が計１２例で、通報が計３７０件以上。１２月～今年２月の“空白期間”を挟み、再燃した３月は１カ月の間だけで計７例、通報は計３４件にのぼった。

発生源は複数か

通報場所は、昨年が横須賀、三浦、横浜、逗子、藤沢、茅ケ崎、鎌倉の各市と葉山町の計８自治体。今年が横浜、横須賀の２自治体。通報内容は、主に「ガス臭い」「ゴムの焼けたような臭い」「薬品臭い」「シンナー臭い」など。そのほか「ニンニク臭い」「硫黄臭い」「腐敗臭」などもあった。

相次ぐ通報を受け、県は昨夏以降、地元の消防署と連携し、隊員に通報時の現場の空気を採取してもらい、分析している。ただ、発生源の特定など原因解明は難航している。県環境科学センター調査研究部の坂本広美部長は「通報内容や臭い、時間や場所はまちまち。発生場所も発生源も１つではなさそうだ」と話し、頭を悩ませている。

◇汚染貯水湖で魚大量死 数十トン分打ち上げられる レバノン

＜AFP＝時事　2021 年４月 30 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3344653

レバノン東部にある汚染度の高い貯水湖の湖岸に、数日間で数十トン分の魚の死骸が打ち上げられた。当局者が 29 日、明らかにした。

貯水湖は、リタニ（Litani）川に造られたカラウン（Qaraoun）湖。地元漁師らは、これほど大量の魚が死んだことは過去になかったと語っている

初期報告では、ウイルスによってコイのみが大量死したとされたが、同湖の水質を長年にわたり調査してきた専門家は、汚染が原因の可能性もあるとしている。

5 キロ以上にわたり広がるカラウン湖の湖岸には 29 日、何百匹にも上る大小さまざまの魚の死骸が打ち上げられ、腐臭が周囲に漂った。

釣り用の作業着に身を包んだリタニ川管理当局の職員は、「死んだ魚を回収し始めて 3 日目になる」と言い、これまでに「約 40 トン分を運び出した」と語った。

カラウン湖は 1959 年、水力発電とかんがい用水供給のため建設された。だが専門家の間からは近年、大量の廃水や産業廃棄物、農薬や肥料を含む農業排水により、水質汚染が進んでいることを懸念する声が上がっていた。

◇***その他の事故、事件***

・令和２年の労働災害発生状況を公表

～死亡者数は３年連続過去最少、休業４日以上の死傷者数は増加～

＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7dV5MqPaPdwssbdY

厚生労働省では、このたび、令和２年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

令和２年１月から 12 月までの労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は 802 人（前年比 43 人・5.1%減、平成 29 年比 176 人・18.0%減）と３年連続で過去最少となりました。休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という）は 131,156 人（前年比 5,545 人・4.4%増、平成 29 年比 10,696 人・8.9%増）と平成 14 年以降で最多となりました。

労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第 13 次労働災害防止計画」（以下「13 次防」）（平成 30 年度～令和４年度）では、平成 29 年比で死亡者数を 15%以上、死傷者数を５%以上減少させることを目標にしています。

死亡者数については、13 次防の目標を超えた減少となっていますが、死傷者数については、平成 29 年と比較すると 13 次防の重点業種である陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店で増加となり、同計画の目標の達成が困難な状況となっています。

13 次防の４年目となる令和３年度は、特に死傷者数が増加している陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設を重点として取り組むとともに、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン（※１））の普及啓発、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」（※２）の推進などに取り組んでいきます。

※１　「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」パンフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf

※２　「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」ＨＰ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

【令和２年労働災害発生状況の概要】

１　死亡者数 ※１

○ 死亡者数は 802 人と３年連続で過去最少となった。

○ 13 次防の重点業種では、建設業が 258 人（前年比 11 人・4.1%減、平成 29 年比 65 人・20.1%減）、製造業が 136 人（同５人・3.5%減、同 24 人・15.0%減）、林業が 36 人（同３人・9.1%増、同４人・10.0%減）となった。

２　死傷者数 ※２

○ 13 次防の重点業種では、陸上貨物運送事業が 15,815 人（前年比 433 人・2.8%増、平成 29 年比 1,109 人・7.5%増）、小売業が 15,341 人（同 675 人・4.6%増、同 1,460 人・10.5%増）、社会福祉施設が 13,267 人（同 3,222 人・32.1%増、同 4,529 人・51.8%増）と対前年比で増加。飲食店が 4,953 人（同 188 人・3.7%減、同 232 人 4.9%増）と対前年比で減少となった。

○ 事故の型別では、特に死傷者数が最多の「転倒」（前年比 943 人・3.1%増、平成 29 年比 2,619 人・9.3%増）、「動作の反動・無理な動作」（同 1,412 人・8.0%増・同 2,944 人 18.2%増）で増加した。

○ 年齢別では、60 歳以上が全死傷者数の約４分の１を占め、34,928 人（前年比 1,213 人・3.6%増、平成 29 年比 4,901 人・16.3%増）となった。

３　業種別の労働災害発生状況

○ 製造業の死亡者数は、２年連続で減少し、事故の型別では、機械による「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、「激突され」（前年比７人・50%減、平成 29 年比９人・56.3%減）で減少した。

○ 建設業の死亡者数は、３年連続で減少し、事故の型別では、最多である「墜落・転落」が初めて 100 人を下回る結果となった。

○ 林業の死亡者数は、最多である「激突され」（前年同、平成 29 年比７人・33.3%減）が前年同となったものの、「墜落・転落」（同２人・28.6%増、同６人・200.0%増）等で増加した。

○ 陸上貨物運送事業の死傷者数は、「墜落・転落」が最多で、「転倒」（前年比 147 人・6.0%増、平成 29 年比 364 人・16.3%増）及び「動作の反動・無理な動作」（同 259 人・10.5%増、同 531 人・24.1%増）で増加した。

○ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数は、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」が多くを占めており、増加傾向にある。労働者数の増減を考慮した死傷年千人率でみても増加傾向にあり、特に社会福祉施設の死傷年

千人率（3.09）は製造業（2.61）を上回った。
※１ 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計。
※２ 事業者から提出される労働者死傷病報告書をもとに、休業４日以上の死傷者数を集計。
なお、これらの件数に通勤中に発生した災害の件数は含まない。
※３ １年間の労働者 1,000 人当たりに発生した死傷者数の割合。
１年間の休業４日以上の死傷者数／１年間の平均労働者数 ×1,000 で算出。

【別 添】令和２年労働災害発生状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000775170.pdf
【参考資料１】令和２年労働災害発生状況の分析等
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000775171.pdf
【参考資料２】令和２年高年齢労働者の労働災害発生状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000775172.pdf
【参考資料３】令和２年外国人労働者の労働災害発生状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000775174.pdf

・令和２年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します
～WBGT 値を実測して備え、体調不良時には直ちに対応を～

＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d49t3PK3UM9IivDlY

厚生労働省では、令和２年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を取りまとめましたので、公表します（別添１参照）。

令和２年における職場での熱中症※1による死傷者（死亡・休業４日以上）は、前年を上回り、959 人と依然として多く、うち死亡者は 22 人となっています。死傷者については、全体の４割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないとみられる事例や、WBGT 値を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は８月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業７人、製造業が６人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。

それぞれの作業場では、身体が感じる暑さの程度の指標である WBGT 値※2を実測して作業環境を把握し、労働者の身体に大きな負担とならないような作業計画、作業指示を行うことが望まれます。また、各労働者の暑熱順化の程度を考慮した措置や熱中症発症時の対処の方法について予め定めておくことも重要です。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながら熱中症予防措置を講ずる必要があり、作業中に不織布マスク等の飛沫飛散防止器具を着用する機会が増えています。作業の種類、作業負荷、作業環境、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用を厳守すべき作業や場所、周囲に人がいない等の飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望まれます。

＊１ 熱中症とは
高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

＊２ WBGT 値とは
気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。
WBGT：wet-bulb globe temperature　湿球黒球温度

「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施中（５月１日から９月 30 日まで）
別添１　「令和２年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774750.pdf
別添２　令和３年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774751.pdf
参考１　通達「令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号『職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について』」
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774763.pdf
参考２　リーフレット「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774764.pdf
参考３　職場における熱中症ポータルサイト

・「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書を公表します
～全国の企業・労働者等を調査し、ハラスメントの発生状況や予防・解決に向けた取組の主な効果・課題を把握～

＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Nh0P67XMNEhv_pY

厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査」（調査実施者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）について、このほど、報告書が取りまとめられましたので公表します。

この調査は、平成 28 年度に実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査から４年が経過し、ハラスメントの対策に取り組む企業割合や労働者の状況も変化していると考えられることから実施しました。今回の調査は、全国の企業と労働者等を対象に、令和２年 10 月に実施したものです。

この調査結果等を踏まえ、厚生労働省では、引き続き職場のハラスメントの予防・解決に向けた施策を実施していきます。

調査結果の概要は、別添資料をご参照ください。

【職場のハラスメントに関する実態調査報告書　概要】
・ハラスメントの発生状況・ハラスメントに関する職場の特徴
・ハラスメントの予防・解決のための取組状況、その効果と課題
・ハラスメントを受けた経験
・ハラスメント行為を受けた後の行動、ハラスメントを知った後の勤務先の対応、
・ハラスメントを受けていることを認識した後の勤務先の対応　等

資料
別添１　職場のハラスメントに関する実態調査　主要点
https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000775797.pdf
別添２　職場のハラスメントに関する実態調査　報告書概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000775798.pdf
別添３　職場のハラスメントに関する実態調査　報告書本体
https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000775799.pdf

・消費生活用製品の重大製品事故：リコール製品で負傷事故等（ガスふろがま用バーナー（都市ガス用）、電動アシスト自転車、自転車）

＜消費者庁　2021 年４月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024098/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210430_01.pdf

特記事項：
・株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）について（無償点検・部品交換）
・ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車及び自転車について（無償点検・改修）
・ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について（無償点検・改修）

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガスふろがま用バーナー（都市ガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：３件
（うち電動アシスト自転車１件、自転車２件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うち脚立（三脚、アルミニウム合金製）１件、除湿機１件、電動バリカン（充電式）１件、
電源プラグ１件、電気カーペット１件、オーブントースター１件）

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024093/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210430_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：46件

うち重大事故等として通知された事案：26件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024094/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210430_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2.リコール・自主回収情報：８件、3.食中毒情報：９件

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・１２品目承認取り消し　小林化工、申請資料改ざん―厚労省

＜時事ドットコム　2021 年 4 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042801249&g=soc

厚生労働省は２８日、製薬会社小林化工（福井県あわら市）が高血圧薬など１２品目の製造販売を承認する際、申請時の書類に虚偽記載があったとして、医薬品医療機器法に基づき製造販売承認を取り消し、業務改善命令を出した。６月１日に効力が生じる。１２品目の安全性や品質に問題はないという。

厚労省によると、承認が取り消されたのは、高血圧症治療薬や鎮痛剤など。同社は長期間保存に耐えられるかどうかを確認する試験で、規定より短期間で終了させたにもかかわらず、定められた通りに行ったなどと虚偽申告していた。承認申請に間に合わせるためだったという。不正は社内調査で発覚した。

・医師のカルテ改ざん認定　東京女子医大に９６０万円の賠償命令―東京地裁

＜時事ドットコム　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021043000721&g=soc

東京女子医科大・東医療センター（東京都荒川区）で白内障手術を受けた後に左目を失明した坪井昇さん（８８）が、医師が事前説明を怠りカルテも改ざんしたとして、約２８８０万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が３０日、東京地裁であった。桃崎剛裁判長は改ざんを認め、説明義務違反もあったなどとして同大に約９６０万円の支払いを命じた。

賠償額のうち、１００万円は改ざんによる慰謝料。坪井さんの代理人弁護士によると、カルテの改ざんを認めて慰謝料の支払いを命じる判決は異例という。

判決によると、坪井さんは２００４年に左目の白内障が確認され、１３年１１月と１２月、同センターの担当医が手術したが視力は回復せず、失明した。

桃崎裁判長は、１３年１１月の手術での出血が原因で眼圧が上昇し、失明に至ったと指摘。担当医が作成したカルテには、もともと手術が難しい症状があり、その説明もしたとする記述があったが、手術記録と整合せず「カルテの改ざんに該当する」と判断した。また、眼圧の数値も実際より低く改ざんしたと認定した。

さらに、手術せずに経過観察する選択をしても急激な視力低下や失明が生じないことを説明する義務を果たさなかったとし、「説明義務違反と失明の間には因果関係が認められる」と結論付けた。

判決言い渡し後、記者会見した坪井さんは「言い分を聞いてもらい、非常にうれしい。目が見えなくなるのは悲劇だ」と語った。

東京女子医科大広報室は「カルテへの虚偽記載があったとの判断は謙虚に受け止め、学内への指導を徹底する」とコメントした。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・島根原発２号機再稼働、審査の議論が終了　原子力規制委
＜朝日新聞　2021 年４月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4Z6V08P4ZULBJ00H.html
---

・高浜原発２号機、再稼働は当面見送りか　安全工事遅れで
＜朝日新聞　2021 年４月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4Z5W1JP4ZPLFA00P.html
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_8drILHIL84-oyVY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年４月 30 日版）
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4dl1Pq_WMdAgvrtY

◇聖火リレー交通整理した２人が感染　鹿児島・奄美市職員
＜朝日新聞　2021 年４月 30 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4Z3QR0P4ZTLTB004.html?iref=comtop_BreakingNews_list

鹿児島県奄美市は、市内であった東京五輪の聖火リレーの交通整理にあたった男性市職員２人が新型コロナウイルスに感染したと発表した。奄美市で初めて確認されたクラスター（感染者集団）に含まれている。

市内の接待を伴う飲食店の利用客ら９人の感染が確認されたもので、県が 29 日に発表した。市によると、うち２人が市役所本庁舎に勤務する 20 代と 30 代の男性で、27 日に市内で行われた聖火リレーで午前 11 時から約２時間、交通整理の業務にあたった。マスクを着用するなど感染防止対策をとっていたとしている。

２人は発熱やのどの痛みがあるが、軽症。市は 28 日と 29 日にそれぞれの感染がわかった後、２人の職場や共用部分を消毒した。窓口業務ではないという。

朝山毅市長は「市職員の感染によりご心配をおかけし、深くおわびします」とするコメントを発表した。

◇マスコミ報道　見出し

・「強毒化したウイルス」変異株が拡大　若い世代にも死者
＜朝日新聞　2021 年４月 26 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4V6WJNP4VULBJ00Q.html?iref=pc_rellink_01
・特定遺伝子で重症化高リスクか　広島大の新型コロナ研究
＜朝日新聞　2021 年４月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4Y6SN5P4XPITB006.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・検査証明書の提示について掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1OxAC5rjBOUaeM5Y
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7tZ6MaDZPt8gRHRY

◇新型コロナワクチン詐欺「金銭・個人情報をだまし取る電話・メール等は、このようなセリフで近付いてきます。」を公表しました。
＜消費者庁　2021 年４月 30 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/efforts_002.html
【新型コロナワクチンに便乗した詐欺に御注意ください!】
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要とかたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。
市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。
困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン 188 に御相談ください。
また、新型コロナワクチンに関する情報は、首相官邸ウェブサイト、厚生労働省ウェブサイトや国民生活センター(ワクチン接種を口実にした消費者トラブル事例等)にて掲載されております。併せて御確認ください。

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 92 号）

［官報］ 令和３年４月 30 日　号外号外　第 39 号　1～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210430/20210430t00039/20210430t000390001f.html

○厚生労働省令第 92 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年４月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ⑴の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年六月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。 ２～４　（略） ５　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第	附　則 第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ⑴の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この条において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日（以下この条において「緊急事態解除宣言日」という。）の属する月の翌月の末日（当該新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が令和三年二月中にされた場合にあつては、同年四月三十日。以下この条において同じ。）までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。 ２～４　（略） ５　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第

二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	（新設）
７　新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するものに対する第五項の規定の適用については、同項中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは、「四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の十）」とする。 一　令和二年一月二十四日から第百二条の三第一項第二号イ⑸に規定する判定基礎期間の末日までの間（次号において「基準期間」という。）において、同項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。 二　第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。	６　新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは、「四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の十）」とする。 一　令和二年一月二十四日から第百二条の三第一項第二号イ⑸に規定する判定基礎期間の末日までの間（次号において「基準期間」という。）において、同項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。 二　第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。
８　新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて前項各号のいずれにも該当するものに対する第六項の規定の適用については、同項中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは、「四	（新設）

分の三（中小企業事業主にあつては、十分の九）」とする。	
9　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年四月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	9　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
10　（略）	8　（略）
11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）　第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千	9　特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域（以下この条において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十一項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十一項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第七項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	
12　前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。	10　前項の事業主であつて第八項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。
13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年六月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	11　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長の定める区域（以下この項において「重点地域」という。）の属する都道府県の知事が同項第二号に掲げる区域について同項第一号に掲げる期間に基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日（当該期間の末日の属する月の翌月の末日よりも緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日が前にあるときは、緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日）までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第七項及び第九項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。	12　前項の事業主であつて第八項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。
15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一	13　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかわ

号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	らず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
16　前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。	14　前項の事業主であつて第八項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。
17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。	17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。
18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	16　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。
19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。
20　（略）	18　（略）
（労働保険料滞納事業主等に対する不支給に関する暫定措置）	（労働保険料滞納事業主等に対する不支給に関する暫定措置）
第十七条の五の二　附則第十五条の四の三第五項及び第六項に規定する期間における第百二条の三第一項	**第十七条の五の二**　附則第十五条の四の三第四項に規定する期間における第百二条の三第一項の雇用調整

の雇用調整助成金の支給について、附則第十五条の四の三の規定による支給を受ける場合における第百二十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「支給しないものとする」とあるのは、「支給しないものとする。ただし、附則第十五条の四の三第五項及び第六項に規定する期間について、職業安定局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」とする。	助成金の支給について、附則第十五条の四の三の規定による支給を受ける場合における第百二十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「支給しないものとする」とあるのは、「支給しないものとする。ただし、附則第十五条の四の三第四項に規定する期間について、職業安定局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第十三項の規定は、令和三年四月五日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 93 号）

［官報］　令和３年４月 30 日　号外号外　第 39 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210430/20210430t00039/20210430t000390005f.html

○厚生労働省令第 93 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年４月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から法第三条第一項第一号に規定する緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同項第二号に規定する緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日（当該緊急事態解除宣言が令和三年二月中にされた場合にあっては、同年四月三十日）までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（同項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービ

業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。	ス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。
２　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、休業させられている期間から、当該期間のうち就業した日数（当該就業した日における就業時間が四時間未満の場合は、当該就業をした日数に二分の一を乗じて得た日数）及び育児休業その他事業主がさせた休業ではないものとして厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定めるものに係る日数を減じて得た日数に応じて支給する。	２　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、休業させられている期間から、当該期間のうち就業した日数（当該就業した日における就業時間が四時間未満の場合は、当該就業をした日数に二分の一を乗じて得た日数）及び育児休業その他事業主がさせた休業ではないものとして厚生労働省職業安定局長（以下この条及び附則第二条において「職業安定局長」という。）が定めるものに係る日数を減じて得た日数に応じて支給する。
３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。	３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。））の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が一万一千円を超えるときは、一万一千円）を日額とする。
一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間　一万一千円	（新設）
二　令和三年五月一日から同年六月三十日までの間　九千九百円	（新設）
４～10　（略）	４～10　（略）
附　則	附　則
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する暫定措置）	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する暫定措置）
第二条　（略）	第二条　（略）
２　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第三条第一項及び前項に規定する被保険者のほか、対象期間（都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請をした日以後の期間（令和二年十一月七日以後の期間であって、都道府県ごとに職業安定局長が定めるものに限る。）に限る。）に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又	２　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第三条第一項及び前項に規定する被保険者のほか、対象期間（都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請をした日以後の期間（令和二年十一月七日以後の期間に限る。）に限る。）に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかっ

は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主以外の事業主に雇用され、当該要請のあった都道府県に所在する事業所において役務の提供を行うもの（労働契約において労働日が明らかでないものとして職業安定局長が定める雇用形態にあるものに限り、前項に規定する被保険者を除く。）に対して支給するものとする。この場合において、第三条第三項、第五項、第七項及び第八項の規定の適用については、同条第三項、第七項及び第八項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項並びに附則第二条第一項及び第二項」とする。	た雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、当該要請のあった都道府県に事業所の所在地を有する中小事業主以外の事業主に雇用されるもの（労働契約において労働日が明らかでないものとして職業安定局長が定める雇用形態にあるものに限り、前項に規定する被保険者を除く。）に対して支給するものとする。この場合において、第三条第三項、第五項、第七項及び第八項の規定の適用については、同条第三項、第七項及び第八項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項並びに附則第二条第一項及び第二項」とする。
３　（略）	３　（略）
第三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年六月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域に所在するものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする	（新設）

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・２回接種した医療従事者、わずか２０％…東京は１回目も４１％止まり

＜読売新聞　2021 年５月１日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210501-OYT1T50023/

◇大学等関係

・「マスクして打ち合わせ」でも職場感染　変異株の影響か

＜朝日新聞　2021 年 4 月 30 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4Z6HCZP4ZOIPE02K.html?iref=comtop_7_03

新型コロナウイルスについて名古屋市が 30 日、緊急記者会見を開き、5 月 2 日にも市内の病床が満床になる恐れがあると警鐘を鳴らした。「第 3 波」を超えるペースで感染拡大しており、変異株の影響ではないかと市はみている。

市の担当者は「変異株感染者のウイルス排出量は従来の 100～1 千倍という海外の論文もある」と説明。それだけ感染力が増しているとみられる。例えば、仕事場での打ち合わせで互いにマスクをしていたのに感染したとみられる事例も市内で起きているという。

市の 7 日間平均の新規感染者数は 4 月 19 日以降、「第 3 波」の 2・4 倍のペースで増加。このままでは 5 月 4 日に「第 3 波」の最大値 136 人を超えるという。入院者数も約 2 倍の増加率で、実際に使える市内の 234 床を 5 月 2 日に超える恐れがある。

目立つのが 20～50 代の感染の多さで 4 月 19～25 日は市内全体の 75%を占めた。40～50 代で急激に悪化し入院するケースが増えており、なかには基礎疾患がない 30 歳が ECMO（エクモ、体外式膜型人工肺）を使うほど重症化した例もある。重症者は 19 人で重症病床 38 床の半分が埋まったという。4 月 28 日ごろから入院調整や救急搬送に時間がかかる事態になっており、市は愛知県と調整して病床確保の準備を進めている。市幹部は「400 床確保したいが、一般の治療に影響するのも問題。感染状況に応じて各医療機関と交渉するしかない」と話す。

山田隆行・新型コロナウイルス感染症対策監は、大阪と似た状況だとし「軽い風邪ぐらいで終わるだろうというのは大きな間違い。全然ステージが違う。感染力が強く、1 人かかれば家族全員陽性になる事例も枚挙にいとまがない」と若い世代に注意を呼びかける。高校生や大学生では部活動後の仲間内での飲食や友人とのカラオケ、20～30 代では同僚や友人との会食で感染が広がっているという。市担当者は「屋外でも昼間でも飛沫（ひまつ）が飛ぶので感染リスクは変わらない」と、大型連休中の家族以外とのバーベキューや会食、公園飲み、帰省などは控えてと呼びかけている。

・<u>子供たちの感染状況と学校の感染対策</u>
＜文部科学省　2021 年 4 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2zacxcoogChhbJ

◇<u>「よく睡眠、自分をいたわって」…専門家が語る「緊急事態宣言中の過ごし方」</u>
＜読売新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210426-OYT1T50124/?=tile

緊急事態宣言の対象地域に住む人らは、どのような心持ちで過ごせばいいのか。宣言下の住民の心理などについて調査を続けてきた徳島大の山本哲也准教授（臨床心理学）は「できることに取り組み、健康的な睡眠習慣をつくることが大切」と語る。

山本准教授は、過去２回の緊急事態宣言発令時、対象地域の住民に精神状態の変化などについてオンラインでアンケートを実施。東京都や大阪府など１０都府県の男女延べ３万１９４３人から得た回答を分析した。

２回の緊急事態宣言を経験した男女計７８９３人で、心理的ストレスを訴える人は１回目（昨年４～５月）の４５・５％から２回目（今年１～３月）は３１・８％に減少した。ただ、孤独感を訴える人や、「死にたい」といった考えを持つ若年層の割合は横ばいだった。

山本准教授は「長引くコロナ禍に慣れ、心理的なストレスが薄れても、心に孤独感などを抱える人が多くいることは意識すべきだ」と指摘する。

その上で、少しでも心理的な負担を軽くする過ごし方として、「自粛生活のせいで何もできないと思わず、できることを見つけ、取り組むことが大事だ」と強調。「将来に対する前向きな態度を持ち、自発的に動くことでストレスは減る。在宅勤務などでリズムが乱れがちになる中でも、規則正しい生活を心がけ、よく睡眠を取って自分をいたわるようにしてほしい」と話している。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・中途半端な対策は意味ない…死者激増ブラジルからの警告

＜朝日新聞　2021 年５月１日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4V77M1P4KUHBI004.html?iref=comtop_7_02
・コロナとともに出回る「ニセ科学」
＜毎日新聞　2021 年５月１日＞　https://mainichi.jp/articles/20210429/k00/00m/040/153000c
****

[3] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産トウジンビエ）
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　ttps://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0elFDp_mAeAffItY
本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産トウジンビエ（学名：Pennisetum glaucum）（粉を含む。）	アフラトキシン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産トウジンビエの粉からアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

＜アフラトキシンについて＞　発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種。
****

[4] ***廃棄物関係***

◇食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）
［官報］　令和３年４月 30 日　号外　第 99 号　13 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210430/20210430g00099/20210430g000990013f.html
****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業　公募情報
＜文部科学省　2021 年４月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2zacxcoogChhbT

◇令和３年度科学技術人材育成費補助事業「卓越研究員事業」公募情報
＜文部科学省　2021 年４月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2zacxcoogChhbU

◇令和３年度科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の公募について
＜文部科学省　2021 年４月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2zacxcoogChhbV
****

[6] ***その他省庁発表***

◇若者雇用促進法に基づく「事業主指針」を改正しました
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4tp2PazVMtMjvXhY
****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度第３回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　５月 12 日
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18213.html
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　５月 12 日
＜厚生労働省　2021 年４月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128880.html
１　個別労災請求事案に係る医学的事項について

２ その他

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第１回）（厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第１回））

５月７日、オンライン会議

＜厚生労働省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2OBMB5bvCOkWd8JY

＜経済産業省　2021 年 4 月 30 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39507

＜文部科学省　2021 年 4 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2zacxcoogChhb0

（１）　合同会議の設置等について

（２）　倫理指針の見直しについて

（３）　その他

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第１回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第１回））

５月７日、オンライン会議

＜厚生労働省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2eFNBpfuCegXdoNY

（１）　合同会議の設置等について

（２）　倫理指針の見直しについて

（３）　その他

・「地産地消型浮体式洋上風力発電シンポジウム」の開催について～"科学のお姉さん"五十嵐美樹さんの「親子で楽しむ実験教室」も同時開催！～　　６月５日：東京、６月 12 日：北海道

＜環境省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109533.html

・「『福島、その先の環境へ。』対話フォーラム」の開催について　　５月 23 日

＜環境省　2021 年 4 月 30 日＞　http://www.env.go.jp/press/109538.html

[開催記録、報告、資料等]

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（オンライン開催）（令和３年度第１回）議事概要

４月 23 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18214.html

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・第 57 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第４回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　４月 30 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00021.html

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　4 月 30 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html

（１）百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルス、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、23 価肺炎球菌、HPV、インフルエンザのワクチンの安全性について

（２）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（３）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について

（４）その他

****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 536 号　2021 年 4 月 28 日　から＞

〇国際

・Spring 2021 Webinar OECD’s Guidance on Key Considerations for the Identification and Selection of Safer Chemical Alternatives

＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://saferalternatives.org/resources/webinars/a4-webinar-april-12-2021
OECD は、2021/4/12 に開催した「より安全な代替化学物質の特定と選定のための重要な考慮事項に関する OECD のガイダンス」の Web セミナーの録画ビデオと資料を公開した。

〇欧州

・Commission Delegated Directive (EU) 2021/647 of 15 January 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of certain lead and hexavalent chromium compounds in electric and electronic initiators of explosives for civil (professional) use
＜欧州委員会(EC)　2021 年 4 月 20 日＜
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021L0647&qid=1618960013305
欧州委員会 (DG Environment) は、科学技術の進歩の適応を目的として、民間(専門家)使用の爆発物の電気電子信管中の特定の鉛および六価クロム化合物の使用免除に関し、欧州 RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/1/15 付け欧州委員会委任指令(EU) 2021/647 を官報公示した。RoHS 指令の附属書 III に新たなエントリー45 が追加され、2021/11/1 より適用される。
・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/643 of 3 February 2021 amending, for the purposes of its adaptation to technical and scientific progress, Part 1 of Annex VI to Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures
＜欧州委員会(EC)　2021 年 4 月 20 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0643&qid=1618958893899
欧州委員会 (DG Environment) は、科学技術の進歩の適応を目的として、CLP 規則附属書 VI の Part I を改正する 2021/2/3 付け欧州委員会委任規則 (EU) 2021/643 を官報公示した。この委任規則は CLP 規則附属書 VI の Part I の 1.1.3.1 の Note J ～ Note R、1.1.3.2 の Note 8 および Note 9 を改正するもので、官報公示の 20 日後に発行する。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/797
＜欧州委員会(EC)　 2021 年 4 月 23 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171795?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、発がん性、変異原性、および生殖毒性 (CMR) 物質に関し、REACH 規則附属書 XVII を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。
この規則(案)は REACH 規則附属書 XVII のエントリー28～30 に、最近分類された CMR 区分 1A または 1B のいくつかの物質を追加し、物質の上市または物質やその混合物の一般大衆における使用を制限することを目的としている。この通報への意見提出は 2021/6/22 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_2927_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_2927_01_e.pdf
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　 2021 年 4 月 19 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、2-[ethyl[3-methyl-4-[(5-nitrothiazol-2-yl)azo]phenyl] amino]ethanol
(CAS RN 68516-81-4) と Dicamba (CAS RN 1918-00-9)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/6/18 まで。
・ECHA Weekly - 21 April 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 21 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-21-april-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/4/21 版を掲載した。
・Nearly 300 chemicals identified as candidates for regulatory action
＜欧州化学品庁(ECHA)　 2021 年 4 月 21 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/nearly-300-chemicals-identified-as-candidates-for-regulatory-action

ECHA は、2020 年におよそ 1,900 の REACH 登録物質をグループで評価し、今後のリスク管理の対象の候補となる 290 物質を特定している。ただし、これらのほとんどは、活動を開始する前に、より多くのデータを生成し、有害性を確認する必要があると報じている。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 17 物質における 29 の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/6/7 まで。

○カナダ

・Talc

＜カナダ　2021 年 4 月 24 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/talc.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、タルク（Mg3H2(SiO3)4）（CAS RN 14807-96-6）の最終スクリーニング評価を発表した。評価で、この物質がカナダ環境保護法（CEPA 1999）第 64 条の一つ以上の基準に合致していることから、物質を CEPA 1999 の附属書 I に追加すること、および Canada.ca のウェブサイトでリスク管理アプローチ文書を提案し 2021/6/23 まで 60 日間の意見募集を行うことを官報公示した。

カナダ官報　→ https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-04-24/html/notice-avis-eng.html#nl9

・Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)

＜カナダ　2021 年 4 月 24 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/per-polyfluoroalkyl-substances.html

カナダ政府は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）をクラスとして扱う活動を検討している。カナダは、PFOS、PFOA、および LC-PFCA（およびそれらの塩と前駆体）を規制により禁止しているが、代用される PFAS が、環境または人健康への影響に関連している可能性があることから、幅広いクラスの PFAS に対処する意図を官報公示した。

カナダ官報　→ https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-04-24/html/notice-avis-eng.html#nl5

○インド

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/201

＜インド　2021 年 4 月 22 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171784?FromAllNotifications=True

インド政府は、「アクリロニトリルブタジエンスチレン(ABS)（品質管理)令、2021 年」を WTO/TBT 通報した。この命令は ABS が指定されたインド標準(IS 17077 :2019 または ISO 19062-1 : 2015)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。

WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2911_00_e.pdf

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/202

＜インド　2021 年 4 月 22 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171785?FromAllNotifications=True

インド政府は、「二塩化エチレン（品質管理)令、 2021 年」を WTO/TBT 通報した。

この命令は二塩化エチレンが指定されたインド標準(IS 869 :2020)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。

WTO/TBT 通報文書 → https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2912_00_e.pdf

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/203

＜インド　2021 年 4 月 22 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171786?FromAllNotifications=True

インド政府は、「ポリカルボナート（品質管理)令、 2021 年」を WTO/TBT 通報した。
この命令はポリカルボナートが指定されたインド標準(IS 14434:1998)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2913_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/204
＜インド　2021 年 4 月 22 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171787?FromAllNotifications=True
インド政府は、「ポリウレタン（品質管理)令、 2021 年」を WTO/TBT 通報した。
この命令はポリウレタンが指定されたインド標準(IS 17397 (Part 1) : 2020 または ISO 16365-1 : 2014)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2914_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/205
＜インド　2021 年 4 月 22 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171788?FromAllNotifications=True
インド政府は、「塩化ビニルモノマー（品質管理)令、 2021 年」を WTO/TBT 通報した。
この命令は塩化ビニルモノマーが指定されたインド標準(IS 17442 :2020)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2915_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/206
＜インド　2021 年 4 月 22 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171789?FromAllNotifications=True
インド政府は、「p-キシレン（品質管理)令、 2021 年」を WTO/TBT 通報した。
この命令は p-キシレンが指定されたインド標準(IS 17370 : 2020)に準拠していることを確実にすることを求めるもので、インド官報に公示 180 日後に発効する。この通報への意見提出は 2021/6/21 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_2916_00_e.pdf
---

○オーストラリア

・Extra guidance on the categorisation of chemicals with an end use in articles that are children’s toys or children’s care products
＜オーストラリア　2021 年 4 月 20 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-guidance-categorisation-chemicals-end-use-articles-are-childrens-toys-or-childrens-care-products
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、子供用玩具または育児製品である成形品への最終的な使用がある工業化学品(および工業化学品を放出する製品)の導入カテゴリーに関する追加のガイダンスを公開した。
追加のガイダンス →
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/extra-resources-help-you-categorise-your-introduction/categorisation-chemicals-end-use-articles-are-childrens-toys-or-childrens-care-products
・Chemicals added to the Inventory following issue of assessment certificate - 21 April 2021
＜オーストラリア　 2021 年 4 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-21-april-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第 83 条に従い、審査証明書の発行後にインベントリに追加される化学品(3 物質)を公開した。
・Correction of chemical names - 22 April 2021
＜オーストラリア　 2021 年 4 月 22 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/correction-chemical-names-22-april-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第85条に従い、オーストラリア工業化学品インベントリ(AIIC)にある31物質の名称をCAS名称または更新されたCAS名称に適合させる訂正を行った。
****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・野鳥サーベイランスの対応レベルの引き下げについて
＜環境省　2021年4月30日＞　http://www.env.go.jp/press/109570.html
４月28日24時をもって、国内で指定していた野鳥監視重点区域がすべて解除となったことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを本日付で「対応レベル１」に引き下げましたのでお知らせします。

・千葉県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内50例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021年4月30日＞　http://www.env.go.jp/press/109569.html

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021年4月30日＞　http://www.env.go.jp/press/109568.html
********** 以上 **********